

# 1950年代半ばにおけるフランス鉄鋼業の経営条件

—第2次近代化設備計画と鉄鋼共同市場—

石 山 幸 彦

はじめに

## I. 2次プランの策定と鉄鋼業界

1. 2次プランの基本計画
2. 鉄鋼部門における2次プランの作成
  - (1) 生産・投資目標
  - (2) 資金調達方法
  - (3) 2次プラン法制化に向けて

はじめに

1950年代半ばのフランス経済は、政府による戦後諸改革の成果もあって、戦後の混乱期を脱し、経済成長を開始していた。なかでも、本稿で取り上げる鉄鋼業は、2つの重要な改革の主たる対象となり、それらの影響を強く受けていた。その第1の改革は、戦後フランス政府が実施した経済計画化である。第2次大戦後のフランス政府は1930年代の不況による経済停滞と戦時の荒廃からの脱出を目指して、1947年から第1次近代化設備計画(Le Premier Plan de Modernisation et de l'Équipement, 通称モネ・プラン)を実施した。この計画は、戦後設立された計画庁(Commissariat général au Plan)の初代長官となったジャン・モネ(Jean Monnet)によって提唱され、各産業部門の生産目標や投資計画を設定した。なかでも、石炭、鉄鋼、エネルギーなど重要部門に指定された8部門(当初は6部門)<sup>1)</sup>の生産拡大が優先され、これら産業に物資や資金が重点配分された。その際には、1948年から本格化するアメリカからのマーシャル援

## II. 鉄鋼共同市場における鋼材価格公表をめぐる裁判

1. 最高機関による制度変更
  2. フランス政府の訴えと最高機関の反論
  3. 裁判所の判決と価格公表制度の確立
- おわりに

助が活用され、計画庁はこれら8部門を推進役として、経済の戦後復興・近代化をスタートさせようとしたのである。その結果、モネ・プランはフランスの工業生産を1946年から1952年までの間に71%増加させ、戦前の最高水準である1929年を8%上回る生産拡大を実現した<sup>2)</sup>。そして1950年代に入るとフランスでは、上記のモネ・プラン後の経済政策のあり方が検討され、同プランに続く2次プランの必要性が確認される。すなわち、モネ・プランを企画した計画庁は、必ずしも既定の路線ではなかった2次プランの必要性を主張し、その策定に着手する。

第2の戦後改革は、フランス政府の提案によって実現したヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創

1) モネプランで当初基幹産業と指定されたのは、石炭、電力、鉄鋼、セメント、農業機械、輸送機械の6部門で、内燃機関燃料、窒素肥料の2部門が後につけ加えられた。

2) Commissariat général au plan, *Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952*, Paris, 1953, p.37.

設である。戦後フランス政府は1950年5月9日に外相シューマンが発表したシューマン・プラン (Plan Schuman) によって、フランスとドイツの石炭・鉄鋼業に共同市場を創設する独仏両産業の部門統合を提案した。この提案を受けて、フランス、ドイツにイタリア、ベネルクス3国を加えた6カ国によって、1952年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が結成され、その後に進展するヨーロッパ統合の第一歩を印すことになったのである。

後に詳述するように、1951年に調印された同共同体の結成条約、いわゆるパリ条約では、石炭・鉄鋼共同市場においては、石炭・鉄鋼業における自由で公正な競争を保障し、独占を排除することが規定された。そこで自由で公正な競争を確保するためには、系列関係や国籍によって取引相手が差別されないように、販売価格などの取引条件を事前に公表することが義務づけられていた。

だが、1953年5月の鉄鋼共同市場開設当初から公表価格が遵守されることは稀であり、市況低迷のため、価格表からの値引き販売が横行した。この問題への解決策として、共同体の政策決定、執行機関である最高機関 (Haute Autorité) は、1954年1月に公表価格から実際の販売価格が2.5%まで乖離することを認める決定を行った<sup>3)</sup>。ところが、この最高機関の決定に対しては、フランスとイタリヤ政府から異論が出され、両国政府は共同体の裁判所 (Cour de justice) にパリ条約違反として提訴する。そして、この訴えに対する判決が1954年末に下され、共同市場創設期の混乱に決着がつけられることになる。

以上のように、1954年から1955年にかけてフランス鉄鋼業は、2次プランの立案、施行と

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体最高機関による鉄鋼共同市場の管理、運営という国内外の2つの側面から、新たな条件に直面することになる。すなわち、鉄鋼業をめぐる国内外の行政管理がこの時期に転機を迎えており、戦後の発展軌道に乗りつつあったフランス鉄鋼業がどのような経営環境におかれることになるのか、重要な画期を迎えていたのである。

これまでの研究史においては、戦後フランスの経済計画化と、ヨーロッパ石炭鉄鋼業共同体の創設を含む、ヨーロッパ統合の進展については、数多くの研究が発表されてきた<sup>4)</sup>。だが、経済計画化については、有名なモネ・プランに比べて2次プランに関する研究は少なく、鉄鋼業について詳細に分析しているものは存在しない。さらに、ヨーロッパ統合に関する諸研究のなかでも1954年の裁判所の判決を十分に分析し、創設期の鉄鋼共同市場の状況を詳しく論じているものは少ない。そこで本稿では、1954年から1955年にかけてフランス鉄鋼業を取り巻く環境がどのように変化したのか、フランス政府による2次プランの策定と、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による鉄鋼共同市場の管理に焦点を当てて検討することを課題とする。その際、パリ国立文書館に所蔵された計画庁文書やジャン・モネ文書などの政府関係文書、さらには、フォンテーヌブロー現代史料館に保管されているフランス鉄鋼協会文書、プロワ市のサン・ゴバン=ポン・タ・ムーソン社文書館の同社文書など鉄鋼業界側の諸文書を分析する<sup>5)</sup>。

## I. 2次プランの策定と鉄鋼業界

### 1. 2次プランの基本計画

モネ・プランの実施期間も終盤を迎えた1951年12月1日に、フランス政府は同日付のデクレによって2次プランを立案し、実行することを決定した。そして、モネ・プラン後の産業近代化と経済発展を目的とした第2次プラン立案に関する議論が開始された。この点について、1952年11月にモネの後を継いでフランス計画庁長官に就任したイルシュ (Etienne

3) 詳しくは、石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による市場統合 1953-1954年—鉄鋼市況の停滞とフランス鉄鋼業界の対応」秋元英一編『グローバル化と国民経済の選択』東京大学出版会、2001年、131-155頁。

Hirsch) は、同年 11 月に作成された計画庁内部文書で、次のような見解を示している。

「実際のところ、敵対の後には世界の他の諸国も発展している。フランス産業の生産が

4) 計画化についてはとりあえず、P.Mioche, *Le Plan Monnet, genèse et élaboration 1941-1947*, Publications de la Sorbonne, 1987; H.Rousso (dir.), *De Monnet à Massé, Enjeux politiques et objectifs économiques dans le cadre des quatre premiers Plans (1946-1965)*, Centre national de la recherche scientifique, 1986; ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体については、D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier Une expérience supranationale*, Bruylant, 1993; G.Bossuat, *La France, l'aide américaine et la construction européenne 1944-1954*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1992; G.Bossuat et A.Wilkens, *Jean Monnet, l'Europe et les chemins de la paix*, Publication de la Sorbonne, 1999; J.Gillingham, *Coal, Steel and the Birth of Europe, 1945-1955, The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge University Press, 1991; M.Kipping, *La France et les origines de l'Union européenne Intégration économique et compétitivité internationale*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 2002; W.Diebolt, *The Schuman Plan, a Study in Economic Cooperation*, Praeger, 1959, 石山幸彦「シューマン・プランとフランス鉄鋼業 (1950-1952 年) —ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設—」『土地制度史学』第 140 号, 1993 年 7 月, 1-16 頁などを挙げておく。フランス鉄鋼業については、P.Mioche, *La sidérurgie et l'Etat en France des années quarante aux années soixante*, thèse de doctorat d'Etat, 1992; F.Berger, *La France, l'Allemagne et l'acier (1932-1952)*, De la stratégie des cartels à l'élaboration de la CECA, thèse de doctorat nouveau régime, 2000, 戦後のフランス経済一般を扱ったものとしては、M.Margairaz, *L'Etat, les finances et l'économie, histoire d'une conversion 1932-1952*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1991; L.Quennouëlle-Corre, *La direction du Trésor 1947-1967 L'Etat-banquier et la croissance*, Comité pour l'histoire économique et financière, 2000.

5) Archives nationales de Paris (以下, AN と省略する), Centre des archives contemporaines de Fontainebleau, Archives de Saint-Gobain-Pont-à-Mousson (Blois),

1929 年の水準を 10% 超越えたとしても (実際には 8%), アメリカ, カナダ, スイス, ノルウェー, デンマーク, イタリア, イギリス, ドイツ, オランダは戦前の最高水準を 25% 以上上回るどころにまで増加させた。そして, その発展は継続しているのである。世界の大部分の国は拡張に向かっているのである。<sup>6)</sup> 以上のように, イルシュは他の欧米先進国における戦後の生産復興・発展と比較することにより, モネ・プラン実施期間中のフランス経済が必ずしも十分な成長を遂げたとはいえないことを強調する。したがって, 彼によれば, モネ・プランに続く 2 次プランによって, フランスの経済成長を促進することが, 是非とも必要であった。

続いて, 2 次プランにおける目標について次のように述べている。

「必要な生産の増加は, フランスの生産者が国内市場のみならず輸出市場においても, 外国の生産者と競争可能になるだけの生産性の上昇をとまなうものでなければならない。(中略) フランスにおける生産の規模や構造, 対外取引の推移, 他国の動向などの調査から, 1952 年から 1957 年までに国内生産の 25% 増加を目標として提案することが妥当であると思われる。この発展は, ヨーロッパ経済協力機構 (OECE)<sup>7)</sup> によって加盟諸国へ提言され, 加盟諸国に受け入れられたものに合致しており, 過去数年 (1947-1951 年の 30%) の拡大ペースを若干下回るものである。<sup>8)</sup>」

すなわち, 想定される 2 次プランが終わる

6) AN, 80 AJ 17, E.Hirsch, *Le deuxième plan de modernisation et d'équipement*, novembre 1952.

7) ヨーロッパ経済協力機構 (Organisation européenne de coopération économique) は 1948 年 4 月 16 日に調印された欧州経済協力条約によって西欧 16 カ国によって設立された。前年の 6 月に発表されたマーシャル・プランの受け入れ機関として設立されたが, 加盟諸国間の貿易自由化交渉の場にもなった。

8) Ibid.

1957年までには、国内生産を全体で25%増加させることが基本目標とされた。その内訳として、工業生産の拡大が30%、農業生産が20%と設定された。さらにその際に、他の先進資本主義諸国に対する競争力の回復、そのための生産性の上昇が必須の条件として考慮されていた。だが、この25%の生産拡大は、当時戦後の経済成長を開始している先進資本主義諸国の拡大ペースに追随することをめざしたものであった。

以上の長官イルシュが示した認識に基づき、計画庁は翌1953年2月に、上記の生産拡大ペースを基本とする2次プラン作成のガイドラインを提示した<sup>9)</sup>。そこでは、電力、石炭、鉄鋼など基幹産業部門の生産拡大を優先したモネ・プランとは異なり、新しい状況に対応した以下の点が重視された。まず、フランス国民の生活水準向上が目標として掲げられ、そのために特に住宅建設の60%増加が標榜された。次に、国際収支の均衡、通貨価値の安定(=インフレ防止)をめざして、フランス産業の生産性向上と国際競争力強化が重要課題とされた。このような全体目標を前提に、産業部門ごとのプラン立案が各部門の近代化委員会(Commission des modernisations)に委ねられることになった。

## 2. 鉄鋼部門における2次プランの作成

### (1) 生産・投資目標

鉄鋼業の近代化計画を審議する鉄鋼近代化委員会(Commission des Modernisations de la Sidérurgie)はモネ・プランの時と同様に組織され、1953年3月12日にクルーズ製鉄(Société des Forges et Ateliers du Creusot)取締役で同委員会委員長ヴィケール(Henri Vicaire)のもと第1表のようなメンバーで第1回委員会を召集し、

鉄鋼業の2次プランの作成を開始した<sup>10)</sup>。

しかしながら、フランスでは2次プラン作成以前の1951年に、計画庁からの依頼に基づいて、鉄鋼業の生産拡大計画が作成されていた。1953年から1959年までの目標を策定したいわゆる「鉄鋼白書」(Livre Blanc de la Sidérurgie)と呼ばれたこの計画は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による鉄鋼共同市場創設にともない、フランス鉄鋼業の競争力強化を目指して策定されたものであった。その際、計画庁は各鉄鋼会社に7年間の生産・投資計画の提出を求め、その回答をまとめてフランス鉄鋼業全体の7年間の生産・投資計画を作成した。その内容は競争力強化の観点から生産コスト削減が重視され、7年間で総売上高の14%にあたる4,330億フランの投資が計画された。そして、年間の粗鋼生産力を1,250万トンから1,750万トンに引き上げることが企画されたのである。だが、この7年計画は2次プランに取り入れられることはなかった。その理由は、7年計画が各鉄鋼会社の計画の単純な寄せ集めでしかないこと、1951年以後の状況変化が考慮されていないこと、期間などの点で2次プランとは枠組みが違うことなどであった<sup>11)</sup>。

したがって、鉄鋼近代化委員会は1958年1月1日までの各鉄鋼会社の投資計画について再度アンケート調査を実施し、2次プランとしての鉄鋼業の生産・投資計画を作成することになった。そこで同委員会の投資部会(Group de Travail des Investissements)は、1953年6月1日付で鉄鋼各社に質問状を送り、1957年末までの投資計画を調査した。その結果回収された回答によれば、1957年末の粗鋼生産力はフラ

10) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Commission de la sidérurgie, Procès-verbal de la 1<sup>ère</sup> réunion de la Commission de la sidérurgie tenue le 12 mars 1953.

11) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Commission de la sidérurgie, Groupe Travail Investissement, 1<sup>er</sup> juin 1953.

9) AN 80 AJ 17, Commissariat général au plan, Directives proposées en vue de l'établissement du deuxième plan de modernisation et d'équipement (1953-1957), février 1953.

第1表 2次プラン・鉄鋼近代化委員会委員

委員長	ヴィケール (Hneri Vicaire) クルーゾ製鉄取締役
副委員長	ドゥニ (Albert Denis) 産業省鉄鋼課長
委員	ドゥ・ベコ (De Beco) 圧延加工協会会長
	ボルジュオー (Maurice Borgeaud) ユジノール取締役
	ビュロー (Léon Bureau) シャティオン・コンメントリー・ヌーヴメゾン取締役
	デルス (Louis Dherse) ゴラック取締役
	エプロン (Pierre Epron) ロンウィ製鋼取締役
	オスリエ (Haussoulier) ボンヴィユ金属取締役
	ラドゥーシュ (Ladouche) 東部鉄鋼業技術者管理職組合委員長
	ルフォショー (Pierre Lefauchaux) ルノー公団取締役
	ラント (Jacques Lente) 鋳管・鋼管協会会長
	マコー (Marcel Macaux) フィルミニ製鋼取締役
	マクロー (Henri Maclor) マリーヌ製鋼取締役, 鉄鋼研究所所長
	マルタン (Roger Martin) ポンタムーソン鉄鋼部長
	メトラル (Albert-Roger Métral) 機械・金属加工産業協会会長
	モリゾ (Robert Morizot) 特殊鋼生産者協会会長
	プラン (René Perrin) ユジン電気化学・電気冶金・電炉製鋼取締役
	ピエラル (Paul Piérard) ドウヴァンデル技術主任
	パンツォン (Pinczon) パンノエ造船取締役補佐
	リカール (Pierre Ricard) フランス鉄鋼協会会長, 経済審議会委員
	シュウエツプ (Schwob) CGT-FO 金属連合書記
	テヴナン (Georges Thévenin) ソールネ高炉社取締役
	ティボー (Thibault) 鉄鋳協会会長
	ワルカンナエ (François Walckenaer) ノルマンディー金属筆頭取締役
	ウィラム (Willame) CFTC 金属連合書記, 経済審議会委員
報告者	ルジャンドル (Legendre) 鋳山技術主任
	エルバン (Herbin) 鋳山技師
	ラプラス (C.Laplace) 鋳山技師

出典：AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin 1954, Annexe.

ンス鉄鋼業全体で年1,600万トンに達する目標が設定されていることが判明した。この結果をもとに、投資部会は1957年の生産目標を1,540万トンと設定した。

だが、同時に鉄鋼近代化委員会内部に設置された別の作業部会である販路部会 (Group de Travail des Débouchés) による調査では、1957年の粗鋼需要は1,430万トンにとどまると予想された。すなわち、1957年末までにフランス

国内生産の25%増加という2次プランの全体目標が達成されたと仮定して、同年の粗鋼需要は最大でも1,430万トンと見積もったのである<sup>12)</sup>。したがって、投資部会が作成した1,540万トン

12) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Commission de la sidérurgie, Note sur le plan de 5 ans de la sidérurgie française, s.d.

第2表 2次プラン・鋼材生産目標

(単位：1,000トン)

	1952年の生産	1957年の生産目標			
		ゆとりプログラム		削減プログラム	
		目標生産量	増加割合 (%)	目標生産量	増加割合 (%)
重量製品*	1,935	2,330	21	2,320	20
棒鋼・線材	3,516	5,030	43	4,360	24
帯板 (feuillards)	473	760	60	650	37
厚板鋼板 (2mm 以上)	988	1,470	49	1,320	34
薄板鋼板 (2mm 未満)	1,179	2,390	103	1,925	63
再圧延用半製品	8,111	11,950	47.5	10,545	30

\* 鉄道用材, 鉄筋つなぎ材, 鋼矢板, 管用製品, 鍛造用半製品, 帯鉄 (bandages) など.

出典: AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin 1954, pp.26-27 より作成.

の生産力を実現するプログラムは、過剰投資を招くことになる。すなわち、投資部会と市場部会の1957年の生産目標に関する見解は、食い違いをみせていたのである。そこで鉄鋼近代化委員会は、投資部会がまとめた1957年粗鋼1,540万トン生産プランを「ゆとりプログラム」(Programme large)、販路部会の見積もりに基づく同年粗鋼1430万トン生産プランを「削減プログラム」(Programme réduit)と命名し、比較検討した。その結果、同委員会は、次の2点を根拠に販路部会の見積もりの妥当性を認めている<sup>13)</sup>。

まず、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の最高機関によって組織され、後にノーベル賞を受賞する経済学者ティンバーゲン (Jan Tinbergen) を委員長とする専門委員会 (通称、ティンバーゲン委員会) の推計によれば、国内生産全体の1%増加は粗鋼需要の1.3%拡大に相当する。この推計に基づけば、フランスの2次プランによる国内生産25%増加は、粗鋼需要を32.5%拡大することになる。これは、販路部会の目標33.4%増にほぼ一致していた。

さらに、フランス産業省の鉱山鉄鋼局・鉄鋼課のシャレール (Charrayre) の推計方法によっても検証されている。シャレールの計算式においても1957年の普通鋼完成品への国内需要は812万トンであり、販路部会の予測した普通鋼需要年間811万5,000トンとほぼ一致するのである<sup>14)</sup>。

したがって、鉄鋼近代化委員会は販路部会の鉄鋼需要予測の妥当性を認め、鉄鋼の生産・投資計画として削減プログラムを採用する方針を固めた。すなわち、投資部会が作成したゆとりプログラムを販路部会の需要予測に基づいて改定し、一定の投資額を削減した削減プログラムを採用したのである。

そこでは、第3表にみられるように、投資対象ごとに投資額が削減されている。だが、鉄鋼各社の投資計画が加算されて作られたゆとりプログラムから、どの会社のどの投資計画が削減されたのかは明確にされていない。すなわち、鉄鋼近代化委員会が各鉄鋼会社の投資計画に干渉することを避けたのである<sup>15)</sup>。したがって、各鉄鋼会社がアンケートに回答した計画をそのまま実行すれば、過剰生産を招くことも懸念さ

13) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Commission de la sidérurgie, Rapport général de la Commission de la sidérurgie, juin 1954.

14) Ibid, pp.11-12.

15) Ibid., pp.28-35.

第3表 2次プラン・鉄鋼業設備投資計画

(単位：10億フラン)

(1957年の生産目標)	ゆとりプログラム 1,540万トン		削減プログラム 1,430万トン	
	投資額	割合 (%)	投資額	割合 (%)
コークス化設備	14	4.9	14	6.4
鉱石事前処理設備	12	4.2	12	5.5
高炉	48	16.9	34	15.5
製鋼設備 (トーマス鋼)	21	7.4	17	7.7
製鋼設備 (マルタン鋼・電炉鋼)	20	7.0	15	6.8
圧延・鍛造設備	111	39.2	70	31.8
その他 (発電設備など)	37.5	13.2	37.5	17.0
住宅	20.5	7.2	20.5	9.3
合計	284	100	220	100

出典：AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin, 1954, p.30.

れた。だがそれは、戦後のフランスにおける計画化が個別企業の活動を拘束するものではなく、強制的性格を持たなかったことの反映である。

## (2) 資金調達方法

2次プランの投資計画を実現するための資金調達方法については、鉄鋼近代化委員会はフィルミニ製鋼 (Aciéries de Firminy) の取締役であるマコー (Marcel Macaux) を部会長とする資金調達部会に原案作成を委ねた。資金調達部会では1953年6月2日の会議において、フランス鉄鋼協会副会長フェリ (Jacques Ferry) がモネ・プランにおける同業界の投資資金調達状況と、2次プランに関する見通しについての報告を行った。そして、この報告の内容が同部会のみならず、鉄鋼近代化委員会の見解としても採用される。

こうした経過を経て、フェリの主張を取り入れた鉄鋼近代化委員会は、資金調達について以下のような見解を示している。まず、同委員会は、戦後フランスにおける鉄鋼価格と投資資金の関係について次のように述べた。

「戦争以来、鉄鋼価格が十分な利潤をもたらすことは全くなかった。1946年から1952年

まで、新規投資の総額は2,560億フランに上り、総売上高の約15%に相当する。また、この投資支出は3分の2までは借入れによって賄われ、換言すれば、鉄鋼価格のうち設備更新に回せたのは、総売上の約5%であった。<sup>16)</sup>」

以上のように、戦後フランスの鉄鋼価格は1945年から1953年5月1日までは政府の厳格な価格統制政策<sup>17)</sup>により抑制され、鉄鋼各社は十分な利益を確保することができなかった。したがって、自己金融によって必要な投資資金を調達することは到底不可能であり、各鉄鋼会社は外部資金に大きく依存せざるをえなかったのである。この点は、作業部会におけるフェリの報告でも、冒頭で最も強調されたところであり、同部会の議事録には、次のように記されている。

16) Ibid., p.36.

17) フランス政府の物価統制については、M.-P. Chélini, *Inflation, Etat et opinion en France de 1944 à 1952*, Paris, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, pp.347-350, 鉄鋼価格の統制については、石山幸彦「戦後フランスにおける経済計画と鉄鋼業の再建—モネ・プランとシューマン・プラン—」『エコノミア』第53巻第2号, 2002年, 54-57, を参照。

「フェリ氏は1946年以来鉄鋼業近代化資金の非常に重要な部分が借入れによって賄われたことを強調した。実際、1946年から1952年まで鉄鋼業による投資2,560億フランのうち64%は借入れ資金によって実行されたと推計できる。別の観点からは、近年の借入れ資金は増加傾向にあり、それは鉄鋼業が製品の販売価格に見出すべき正常な原資の不十分さを示しているというべきである<sup>18)</sup>。」

このように重要であった外部資金について、鉄鋼近代化委員会は調達先によって以下のように分類し、各資金について分析した。1946年から1953年までにフランスの鉄鋼会社は、総額2,304億フランを借入れた。そのうち、モネ・プランの最も重要な資金源である近代化設備基金(Fonds de modernisation et d'équipement)<sup>19)</sup>を含む公的資金が1,347億フラン(58.5%)、政府系金融機関クレディ・ナショナル(Crédit Natonal)からの借入れが40億フラン(1.7%)、民間銀行からの中期信用の借入れが688億フラン(29.9%)、社債の発行が229億フラン(9.9%)であった。近代化設備基金は制度上クレディ・ナショナルを介して貸し付けられたが、クレディ・ナショナル自身の資金とは区別されている。これらに加えて176億フランの増資が行われた。

以上の諸範疇のうち最も重要な公的資金について、近代化委員会は次のような問題を指摘している。第1に、公的資金の主要な部分を占める近代化設備基金などは単年度会計で資金の配

分が決定されているため、5年に及ぶ近代化計画実施のためには必ずしも確実な資金源とはなりえない。すなわち、投資計画が予定通りに実施されるために、毎年決定される近代化設備基金からの貸付額で十分な資金が確保できるか否かは不確かであった。第2に、近代化設備基金の貸付機関であるクレディ・ナショナルはしばしば過大な担保を要求している。第3に、近代化設備基金などの公的資金の融資条件は、利子率4.50%であるが、融資期間は18年間、返済免除期間3年で鉄鋼業の設備投資資金としてはあまりにも短期間であった<sup>20)</sup>。これらの点もフェリの報告でも指摘されており、彼は基金の単年度制については次のように述べたことが議事録に記されている。

「充当される信用の単年度制が、複数年を要するプログラムの実施とは両立しがたい不確かさをもたらしている。年毎に獲得できる信用の水準に関するこの不確かさが、フランス企業を非常に慎重にさせ、その余波として投資の実施期間を引き延ばしている。これは特にドイツ鉄鋼業と比較してフランス鉄鋼業が劣っていることを示す、議論の余地のない一要素である。<sup>21)</sup>」

次に、クレディ・ナショナル自身の資金による貸付は、上限が1社あたり1億500万フランに設定され、貸付額が厳しく限定されていた。そのためすでに指摘したように、貸付額はわずか40億フランに留まっていた。

さらに、1950年代に入って急増していた銀行からの中期信用の借入れは、次の2点で問題があった。第1は、貸付期間が最長で5年であり、平均的な減価償却期間と比較してもはるかに短

18) AN 80 AJ 60, Commissariat général au plan, Commission de la sidérurgie, Groupe travail du financement, Procès-verbal de la réunion de Groupe travail du financement du 2 juin 1953.

19) モネ・プランにおける設備近代化基金の重要性については、M.Margairaz, Les finances, le Plan Monnet et le Plan Marshall: entre contraintes, controverses et convergences, in *Le Plan Marshall et le relèvement économique de l'Europe*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1993, pp.144-175.

20) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin 1954.

21) AN 80 AJ 60, Commissariat général au plan, Commission de modernisation de la sidérurgie, Procès-verbal de la réunion de Groupe travail du financement du 2 juin 1953.



いことである。第2には、貸付金利が1953年半ばの時点で8.2%に達しており、その後1954年2月にかけての金利低下によってもなお7.2%の金利が課せられていた。これは前述の近代化設備基金の貸付金利4.50%を大幅に上回る高金利であった<sup>22)</sup>。この中期信用についても「フェリ氏は、減価償却期間およそ20年の設備に対する投資資金のこれほど重要な部分を、中期信用に依存することの危うさを強調した。他方で彼は、通貨価値が減少しているにもかかわらず、借入れ金返済の負担が極めて重いことも明言した。」さらに、「この返済に8.2%という高い金利の支払いが付け加えられ、非常に厳しい価格制定制度に服している諸企業にとって、とても重い負担になっている」ことを力説した<sup>23)</sup>。

最後に、社債の発行については、資本市場の狭隘さがその可能性の限界を示していた。1946年から1952年の鉄鋼会社による社債の発行は95億フランに限られており、借入れの6%を占めるにすぎなかった。その原因は良く知られており、フェリも指摘しているように、戦後の資本市場そのものが狭隘であったことと、戦後誕生した国有企業が資本市場において優位を占め、民間企業の資金調達を圧迫していたことにある。こうした状況に対応するため鉄鋼業界は、1947年に設立した共同資金調達機関である鉄鋼産業グループ(Groupe de l'Industrie Sidérurgique, GIS)を介した、債券の共同発行を1953年11月から本格的に開始した。その結果、鉄鋼業界全体としては、同年に134億フランの社債を発行し、そのうち80億フランは同グループによって1953年11月に発行されたものであった。

22) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin 1954.

23) AN 80 AJ 60, Commissariat général au plan, Commission de modernisation de la sidérurgie, la Procès-verbal de Groupe travail de la financement du 2 juin 1953.

だがそれでも、資金調達額全体に占める社債発行額は少なく、以下のような要因からも社債の発行に安易な期待は持てなかった。すなわち、社債の利子率が1945年の3.75%から1952年には6.50%に上昇しており、スイス、ベルギー、イギリス、アメリカなどの諸国では3%から5%の利子がつけられているのと比較しても、高利子率であることは明らかであった。さらに、その償還期間については1951年に、それまでの25年または30年から15年に短縮されている<sup>24)</sup>。

以上のような検討の結果、鉄鋼近代化委員会が2次プランについて到達した結論は、以下のように整理することができる。年間1,430万トンの粗鋼生産を実現するために、1954年から1957年までの間に総額2,200億フランの設備投資を実行する。その結果、2次プラン全体で予定されている国内生産に必要な鋼材を供給し、輸出向けにも十分な製品供給が可能になる。さらに、このプランは、将来の鉄鋼生産の拡大を保障する1ステップであり、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立によって激化する国際競争の中を生き残るためである<sup>25)</sup>。

次いで、その資金調達については、資金調達部会におけるフェリの報告に基づいて、様々な資金調達手段に関してモネ・プランまでの実績を検討した。だが、そこで指摘された諸問題への解決策は必ずしも検討されていない。すなわち、問題点は指摘されるに留まり、その対応策は検討課題として先送りされたのである。さらには、モネ・プランにおいて重要な投資資金源となっていた近代化設備基金は、2次プランには十分に用意されてはいなかった。それは、元来同基金がアメリカによるマーシャル援助の見返り資金から充当されたものであり、マーシャル援助がすでに1951年に終了しているためである。したがって、同基金は新たな資金源を見

24) AN 80 AJ 59, Commissariat général au plan, Rapport général de la Commission de modernisation de la sidérurgie, juin 1954.

25) Ibid., p.55.

第4表 2次プラン部門別投資計画 (1954-1957年)

(単位: 10億フラン)

	1954	1955	1956	1957	合計
I. 各近代化委員会による投資計画					
農林水産業	232	270	300	333	1,135
住宅建設	417	455	490	534	1,896
加工産業	140	175	210	250	775
エネルギー・鉱業 (鉄鉱石を除く)	302	310	325	325	1,262
鉄鋼・鉄鉱石	91	65	60	51	267
化学	42	40	40	43	165
運輸・通信・観光	195	200	225	250	870
教育・衛生施設	82	85	90	95	352
小計	1,501	1,600	1,740	1,881	6,722
II. 各近代化委員会による計画以外の設備更新	556	595	610	629	2,390
合計	2,057	2,195	2,350	2,510	9,112

出典: *Journal officiel*, Loi n.56-342 du 27 mars 1956, Annexe, Deuxième plan de modernisation et d'équipement (1954-1957), le 1<sup>er</sup> avril 1956, pp.3220-3231 より作成.

出さない限り、新規の貸付を大規模に展開できないことは明白であった。この点は鉄鋼業のみならず、2次プラン全体の成否を大きく左右する重大問題であった。

### (3) 2次プラン法制化に向けて

1954年に入ると計画庁は各近代化委員会が作成した産業部門ごとの計画を取りまとめて、2次プランに関する一般報告書を作成した。そして、同年3月に2次プラン全体について検討する計画審議会 (Conseil du plan) において一般報告書は承認され、計画庁から公表された。

続いて、モネ・プランと同様に2次プランを法制化するための手続きに入った。2次プランの法制化は、政府がプランの施行に一定の責任を負い、財政支援などの義務が生じることを意味する。同年7月8日には、議会に対して経済問題に関する答申を行う経済審議会 (Conseil économique) においても同報告書は承認された<sup>26)</sup>。

それと並行して、フランス政府・省間会議

(Comité interministeriel) における検討も同年4月には開始された。だが、4月5日の同会議では欠席した財務大臣フォール (Edgar Faure) に代わって経済問題担当閣外相ラファイ (Lafay) は、財務省がプランの法制化に同意しないことを表明した<sup>27)</sup>。さらに、同月13日の会議では、フォール財務大臣自身が次のような発言して同プランの法的認定に慎重論を展開したことが議事録に記されている。

「金融的側面について、1次 (モネ・プラン) とは異なり新プランは資金調達条件が研究されたことを彼 (フォール) は指摘した。資金調達委員会<sup>28)</sup> に託された見積もりの仕事は、彼の目からは、合理的ではあるが、楽観的であるように思われる。財務大臣は、金融上の予測不能な事態を考慮して、強制的な力に縛られないことが必要だと考えている。そのた

27) AN 80 AJ 19, Comité interministériel du plan de modernisation et d'équipement, Procès-verbal de la séance tenue le 5 avril 1954.

28) 資金調達委員会 (Commission du financement) は、2次プランの立案に際して、各産業部門の近代化委員会と並んで設置され、資金調達に関する2次プラン立案作業にあたった組織である。

26) *Journal Officiel*, le 3 août 1954, pp.662-666.

めには、ある程度の柔軟性を保つことが望ましい。

彼はプランのめざましい仕事の削減を決して望んでいるわけではないが、金融的要請に奉仕することを回避しなければならないと考えている（中略）。

もし公的な負担が増すようなことがあれば、設備への支出は必然的に削減しなければならない。<sup>29)</sup>」

以上のフォールの議論は、投資計画が十分な資金的裏づけなしに立案されたモネ・プランの経験を踏まえたものである。すなわち、モネ・プランの開始当初、フランス企業は必要な投資資金が確保できず、政府もそれを助成する財政的裏づけを持たなかった。したがって、モネ・プラン初年度の1947年は予定された設備投資はほとんど実行されず、マーシャル援助が開始された1948年以降、モネ・プランはようやく本格化する。その際には、マーシャル援助による援助物資が利用されたことはいうまでもなく、その物資をフランス政府が国内企業に売却した代金である「見返り資金」が、モネ・プランの資金源として活用された。すなわち、見返り資金は近代化設備基金に繰り入れられて、同基金からクレディ・ナショナルなどの政府系金融機関を介し、投資資金として企業に貸し付けられたのである。この近代化設備基金がモネ・プランにおいて重要な資金源になったことはすでに触れたとおりである。以上のようにモネ・プランの実行にあたって、その資金確保にフランス政府は難渋を極めたこと、それに加えて2次プランには、見返り資金に代わる資金源もないことが、財務大臣の2次プラン承認への態度を慎重にさせていたのである。さらに、モネ・プランの期間中である1947年から1953年までのフランスの消費者物価は134%も上昇してお

り、政府系資金の投入によるインフレ招来への懸念も財務省の態度を一層硬化させていた。

だが、省間会議に出席した閣僚の多数派は、2次プランの法制化を支持していた。例えば、産業大臣「ルーヴル（Jean-Marie Louvre）氏はプログラムが開始されたときには、最小限の財政的保証が必要不可欠であると考え」ていた。さらに、公共事業・運輸・観光大臣「シャストラン（Chastellain）氏も同様に、最低限の資金投下は財務省によって行われるべきであると確信し」、フォールの主張に反論していたのである。

こうした財務省への反論に対して、「フォール氏は予測される公務員給与の引き上げや減税措置を考慮すると、1,500億フランほどに拡大した歳出と歳入の格差をともなっており、1955年度予算の執行を開始することになると断言した。プランの事業が素晴らしいものだとしても、これこそ彼が資金調達の観点から約束できない理由である」。このように主張してフォールが財務省の立場を譲らなかったことを、省間会議の議事録は伝えている<sup>30)</sup>。

この後、財務省の2次プラン法制化反対論を前に法制化の作業は停滞し、暗礁に乗り上げた。そこで、フランス政府は、2次プラン法制化を財務省が受け入れる条件整備に着手することになる。その詳細については別稿に譲るが、本稿では以下のような制度変更がなされ、2次プランの法制化が実現したことを指摘しておく。

まず、モネ・プランへの重要な資金供給源であった近代化設備基金が改組された。同基金はマーシャル援助の終了に伴って廃止が検討されたが、1954年1月1日に経済拡大基金（Fonds d'expansion économique）に改組された。その後、1955年8月30日のデクレ・ロワ（décret-loi）によって、この経済拡大基金に、1954年に設立された産業構造改革基金（Fonds de conversion industrielle）と地域整備国民基金

29) AN 80 AJ 19, Comité interministériel du plan de modernisation et d'équipement, Procès-verbal de la séance tenue le 13 avril 1954.

30) Ibid.

(Fonds nationaux d'aménagement du territoire) の1部を併せて、経済社会開発基金 (Fonds de développement économique et sociale ; FDES) が創設された。すなわち、一連の改革によって、近代化設備基金は、他の基金を包摂しながら最終的に経済社会開発基金に改組され、経済社会開発基金は2次プランの重要な資金供給源としての役割を引き継ぐことになったのである<sup>31)</sup>。

以上の改組によって財務省の主導権は、モネ・プラン実施時に比べて、以下の点で制度上より強固なものになった。まず、経済社会開発基金の配分を決定する管理委員会 (Conseil de direction) のメンバー構成がより財務省中心になり、財務官僚がより多くの席を占めるようになったのである<sup>32)</sup>。さらに、経済社会開発基金による資金貸し付けの適否は、個別の投資計画ごとに管理委員会によって審査されることになった。したがって、同基金による資金提供は管理委員会によるより厳格な管理下に置かれることになる<sup>33)</sup>。

以上のように、経済社会開発基金の資金配分について財務省の影響力が拡大したことで、2次プランへの政府資金の支出は財務省によってより強力に管理される仕組みが整備された。その結果、実態としても投資資金への政府の「財政負担軽減」(débugétisation)<sup>34)</sup>が進行することになる。以上の経過を経て、すでにプランの実施期間が後半に入っていた1956年3月7日に、ようやく2次プラン法制化案は議会を通過し、正式に法律として承認されたのである。

31) Laure Quennouëlle-Corre, *op.cit.*, pp.190-192.

32) 同委員会は設備近代化基金の投資委員会にあたる組織であり、投資委員会もすでに財務省内に設置され、委員長は財務大臣が勤めることになっていた。この点は管理委員会も同様であった。 *Ibid.* pp.192-194.

33) Claire Andrieu, *Le financement des investissements entre 1947 et 1974 : trois éclairages sur les relations entre le ministère des finances, l'institut d'émission et le plan*, in Henri Rousso, *op.cit.*, p.46.

34) 財政負担軽減については、 *Ibid.*, pp.42-47.

## II. 鉄鋼共同市場における鋼材価格公表をめぐる裁判

これまで検討してきたように、フランス鉄鋼業の操業は同国政府による2次プランの立案、執行という国内政策に条件づけられる一方で、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による鉄鋼共同市場の開設という新たな国際環境にも直面していた。そこで、共同体加盟6カ国で構成される鉄鋼共同市場は、どのような市場条件を鉄鋼業界に課すことになるのか。以下ではまず、1953年5月の鉄鋼共同市場開設直後に生じた問題を概説する。次いで、同市場のあり方を決定づけた1954年の共同体裁判所における鋼材価格をめぐる裁判の経過と判決を検討し、判決の結果形成された鉄鋼共同市場の機能について考察する。

### 1. 最高機関による制度変更

鉄鋼共同市場においては、取引の際に顧客が差別されることを防止するため、価格をはじめとする販売条件を事前に公表することが鉄鋼会社に義務づけられていた。本稿の冒頭で触れたように、これは特定の国籍や系列関係にある顧客に対して値引きなどの便宜を図ることを禁止し、共同市場内の顧客に共通の条件で製品が販売されることを意図した規定である。すなわち、鉄鋼各社が価格表を公表し、その価格表に記された条件に従って、どの顧客にも鋼材が販売されることが、最高機関の決定30/53号と31/53号によって規定されていたのである<sup>35)</sup>。

だが、鉄鋼共同市場開設の1953年後半から1954年前半まで、実際の鋼材取引価格は公表価格を下回っていた。その原因は、景気後退期に鋼材市況も停滞したために、鉄鋼各社は公表価格からの値引きを余儀なくされたこと、さらにフランスでは同国政府もインフレ抑制のため

35) Communauté Européenne Archives Bruxelles (以下CEABと省略する) 2, 1178/1, Décision n.30-53 du 2 mai 1953, Décision n.31-53 du 2 mai 1953.

に、非公式に価格引下げ圧力をかけていたことである<sup>36)</sup>。このように公表価格と実勢価格が乖離することは、最高機関によって問題視されたが、自由競争に基づく市場原理からすれば、価格が市況に応じて変動することは当然であった。そこで、最高機関は取引価格が公表価格から一定程度乖離することを認めざるをえないと判断し、1954年1月8日付けで次のような決定1/54号、2/54号と3/54号を制定した。

まず決定1/54号は、価格表に掲げられていない取引が存在し、その場合は価格表に拘束されないことを明示した。すなわち、価格表を守ることは一定の取引にしか義務づけられていないことを示唆したのである。ただし、価格表で規定されるのは一定の規格品についてであって、規格外の鋼材が存在することは当然であり、パリ条約にも規定されていた。したがって、決定1/54号は実際の取引には何ら影響を与えるものではなかった。ただし、鉄鋼共同市場開設時に最高機関が定めた決定30/53号では、価格表に示されない取引については言及されていなかったため、決定1/54号は、決定30/53号の第2条を改正し、この点を補う意味があった。

次に、決定2/54号では、実際の取引価格が価格表から60日間の平均で上下2.5%乖離することを認めた。そしてこの限度を超えて取引価格が変動した場合には、乖離幅が2.5%以内に収まるように価格表を改定することが鉄鋼会社に義務づけられた。したがって、この決定が、公表価格と異なる価格での販売が可能であることを新たに規定した、最高機関による制度変更の根幹をなすものである。

36) フランス政府が鉄鋼価格抑制圧力をかけていたことは、フランス鉄鋼協会によって最高機関にも訴えられている。政府は国有企業で鉄鋼の大口購買者であるフランス電力、フランソワ国鉄、フランス石炭公社などを介して、鉄鋼価格引下げていたと思われる。詳しくは、石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による市場統合1953-1954年—鉄鋼市況の停滞とフランス鉄鋼業界の対応」秋元英一編『前掲書』、146-148頁参照。

最後に、決定3/54号では、実際の取引価格を最高機関に報告することを鉄鋼会社に義務づけた。これは、決定2/54で規定されたように、規定の範囲内で取引が行われていること、さらに、価格表が実際の取引に合わせて事後的に調整されていることを、最高機関が監視するため規定である<sup>37)</sup>。

こうした最高機関の対応に対して、フランス政府は、鋼材の値引き販売が問題にされた当初から、価格表の厳格な適用を主張していた。例えば、最高機関からの諮問を受けて、閣僚理事会が取引価格と価格表価格の格差を議論した1953年12月21日の席でも、フランス政府代表は一切の乖離許容に反対したのである。

以上のようなフランス政府の立場に同調して、最高機関内部でもモネラフランス人メンバーは取引価格が価格表から乖離することを最小限に食い止めるべきだと主張していた。だが、最高機関内部の多数派は市場原理を尊重し、取引価格が市場の動向に応じて変動することを認めるべきだという議論を展開した。その結果フランス政府の主張は退けられ、すでに触れたように、最高機関は公表価格から取引価格が60日間の平均で2.5%乖離して取引されることを認める決定をしたのである<sup>38)</sup>。

## 2. フランス政府の訴えと最高機関の反論

そこでフランス政府は、最高機関の決定から約1ヵ月後の1954年2月9日付けで抗告(requête)を提出し、これら3つの決定の撤回をオランダ・ハーグに設置されたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体・裁判所(Cour de justice)に提訴した。フランス政府の訴えによれば、最高機関

37) CEAB 2, n.1179/1, Décision n. 1-54 du 7 janvier 1954, Décision n.2-54 du 7 janvier 1954, Décision 3/54 du 7 janvier 1954.

38) 石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による市場統合、1953-1954年—鉄鋼市況の停滞とフランス鉄鋼業界の対応」秋元英一編『前掲書』、131-155頁。

はパリ条約 60 条の顧客差別の禁止、価格公表に関する規定を誤解し、権力を乱用している。それから 9 日後の 2 月 18 日には、イタリア政府からも同様の訴えが裁判所に提出されている<sup>39)</sup>。そこでフランス政府が訴えた条約の誤解は以下の 3 点に要約できる。

第 1 に、最高機関の決定 2/54 号では、価格表から一定程度乖離した価格での売買を認め、限度を超えた場合に、価格表の改定を義務づけている。だが、パリ条約 60 条第 2 項の規定によれば、価格表は事後的に提示されるべきではなく、実際の取引に先立って顧客に公表されるべきである。すなわち、市場の動向を尊重して取引後に価格が確定されるのでは、価格表公表の意味をなさない。最高機関に価格表公表制度を事実上廃止する権限はなく、パリ条約に違反する。

第 2 に、最高機関は価格表の公表が価格カルテルの形成を助長し、自由競争を阻害することを懸念している。だが、カルテル規制についてはパリ条約 65 条に規定されており、この規定に基づいて最高機関は鉄鋼会社の取引状況を監視し、違法カルテルを防止すべきである。すなわち、カルテルの形成については、最高機関はそれを規制する権限をパリ条約によって認められており、その範囲内で規制すべきであって、価格表と関連づけるべきではない<sup>40)</sup>。

第 3 には、最高機関は決定 1/54 号を制定し、パリ条約第 60 条の「比較可能な取引」(transactions comparables) という抽象的な基準を用いて、同一の時点での取引だけを比較可能と規定した。そのため、継続的な価格変更が可

能になり、ある鉄鋼会社が同じ鋼材を別の顧客に異なった価格で売却しても顧客差別にはあたらないことになる。したがってこれも、価格の事前公表を定めたパリ条約に違反する、とフランス政府は主張した。ただし、すでに触れたようにこの決定は、実質的には制度変更を加えるものではなかった。

以上のように、フランス政府は、最高機関による 1954 年初頭の 3 つの決定が自由競争の導入を第 1 に優先し、価格表公表による顧客差別の防止を有名無実化するものとして、条約違反であると訴えたのである<sup>41)</sup>。

このようなフランス政府の訴えに対して最高機関は、3 月 19 日に裁判所に提出された抗弁 (mémoire de défense) で、自己の決定を弁護する。まず、フランス政府の求める価格表の事前公表が、鉄鋼共同市場開設後の経験からみても、非現実的であることを次のように述べている。

「実際には、鉄鋼市場には多くの生産者が参加しており、彼らの間で展開されている競争は、ある製品の生産や流通について非常に激しくなっている。この競争は現在の生産や市場の構造によって可能になったものである。だが、鉄鋼共同市場が機能し始めた最初の数ヶ月間には景気の停滞を経験し、特に鉄鋼業において停滞は深刻であった。したがって、鉄鋼市場は著しい価格変動にさらされ、大部分の製品が持続的な価格下落に見舞われた。

共同体内の生産者は市況の変化によって形成される価格に従属せざるをえず、公表の規則を遵守することはできなかった。実際の価格下落は予見することができず、公表される価格表の改定は価格下落を反映することさえできなかったのである。価格表の公表は実態

39) AN 62 AS 129, Communauté européenne du charbon et de l'acier, Arrêt, fait et jugé par la Cour, Luxembourg le 20 décembre 1954.

40) カルテル規制の実態については、石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体のカルテル規制 (1952-1954 年) — フランス鉄鋼業の事例を中心に —」『土地制度史学』第 148 号, 1995 年 7 月, 20-36 頁を参照。

41) AN 62 AS 129, Communauté européenne du charbon et de l'acier, Cour de justice, Arrêt, lu en séance publique à Luxembourg le 21 décembre 1954, p.3.

経済についてのあらゆる意義を失い、同時に条約 60 条第 1 項に規定された禁止事項を守るための機能も喪失して、ますます架空の性格を帯びている。<sup>42)</sup>」

以上のように最高機関は、価格表が実態を反映しない架空の価格しか示していないことを指摘した。そのために、パリ条約 60 条第 1 項に規定されている顧客差別を禁止するための機能も、価格表は果たしていないと結論づけたのである。

さらに、最高機関はその原因について次のように説明している。価格表の公表は購買者が取引価格を監視するのに効果的な制度であり、価格表が守られるのは、価格表遵守が購買者の利益に合致する場合のみである。したがって、価格が上昇する好況期には有効でも、価格下落時には価格表は守られず、この制度は機能しない。すなわち、最高機関は、価格表を事前に公表する制度を維持すること自体困難であるとして、フランス政府の要求が非現実的であると断言している<sup>43)</sup>。

このように、フランス政府が要求する価格表公表が実態を反映しえないことを確認した上で、最高機関は、価格公表制度の適用、すなわち、それを規定した前年 1953 年 5 月における自身の決定 30/53 号と 31/53 号の問題点を 3 つあげている。第 1 は、上記に検討した価格表価格の非現実性である。

第 2 は、取引前の価格公表は商取引における企業間の自由な交渉を阻害してしまうことである。いうまでもなく、価格表が厳格に守られれば、価格交渉の余地はない。したがって、市場原理に基づく自由競争を尊重する意味から、取引前に価格を固定することは適切ではない。

第 3 に、厳格に価格表を適用することは、価

格カルテルの形成を助長してしまう。すなわち、価格表公表都市であるベージング・ポイント (basing point) において、価格表が公表されると、その近辺に工場を持つ諸企業が当該地出荷の鋼材価格を一致させる傾向が見られた<sup>44)</sup>。

以上のような状況認識に基づいて、パリ条約 60 条の新たな適用方法として、決定 1/54 号、2/54 号と 3/54 号を策定したことを最高機関は主張する。実際の取引価格が価格表への公表価格から 2.5% までは乖離することを認める。ただし、実際の取引価格については、定期的に最高機関へ届出することを鉄鋼会社に義務づけた。したがって、顧客差別の防止については、より効果的である。

さらに、これらの決定が、価格公表制度を定めたパリ条約 60 条第 1 項に違反するというフランス政府の訴えは、次のように退ける。まず、条約は公表価格以外の価格での売買を禁じてはいない。最高機関が定めた方法で適用価格を公表することを規定しているだけである。したがって、価格が事前に公表されることは必ずしも義務づけられているわけではなく、事後的な公表でも条約違反にはあたらない。この点について最高機関は次のように述べて、フランス政府の抗告に反論している。

「要するに条約は、公表された価格以外の価格適用禁止を規定してはいない。単に、最高機関が定めた方法で適用された価格が、公表されなければならないことを規定しているだけである。もし、この規則 (価格表公表) が維持されるべき市場の機能を阻害すると判断した場合は、最高機関は適用価格の事前公表を要請する必要はない。

確かに、適用価格は差別的であるべきではない。しかし、この観点からしても、公表されているという事実のみから、価格は合法的だと考えられるべきではない。もし、同等の取引に同じ価格が適用されなければ、公表さ

42) AN 62 AS 129, Jean Coutard, avocat au Conseil d'Etat et à la Cour de Cassation, Mémoire de défense, le 19 Mars 1954, p.3.

43) Ibid., p.4.

44) Ibid., p.4-5.

れた価格の適用が購買者にとって差別的であることは十分あり得る。

したがって、抗告が60条に基づき価格公表と差別排除の間に緊密な目的の関連を主張するのは誤っている。価格公表は価格の合法性認定を保証するものではないし、差別を排除するものでもない。<sup>45)</sup>」

そして、次のように結論づける。

「抗告の根拠のない断言に反して、価格公表の新しい規定は、差別的行為の排除に直接貢献するし、60条の条文と市場の機能に関わる経済条件を十分に両立させつつ、価格公表と差別との合目的連関を形成するものである。<sup>46)</sup>」

以上のような最高機関の抗弁に対して、フランス政府は同年5月3日付の再抗弁 (réplique) の書面において、激しく反論を展開した。再抗弁では、まず、最高機関の反論を要約した上で、フランス政府の見解との最大の相違点が、価格表と実際の取引価格が異なることが違法か否かにあることを確認して、次のように述べている。

「フランス政府の主張では、違法な事実は販売価格が公表された価格に一致しないことにある。だが、最高機関の主張では違法な事実は、存在するとすれば、新しい価格表へ (適用された販売価格の) 公表を差し控えることにある。

この2つの概念は、全く異なった結論を導く。(中略)

最高機関の主張とフランス政府のそれとの対立は、最も明確には、価格の公表されるべき日付をどう考えるかにある。この点は実際に公表の効果についての問題が原因となっている。」

そして、「もし、この規則 (価格表公表) が維持されるべき市場の機能を阻害すると判断した場合は、最高機関は適用価格の事前公表を要請

する必要はない」という、本稿でも引いた最高機関の見解を引用して、フランス政府はこれを以下のように批判している。

「もしこれが条約の概念であったら、第3者に対する公表のメリットは最小限のものになってしまうことは明白である。実際の取引から、公表時期が次第に離れて行き、公表は単なる経済情報の提供としての役割しか果たさなくなってしまう。このような条件では、最高機関が現実の適用価格の公表を廃止するまでに至ることは、容易に想像できる。これこそが、ここで訴えられている決定の結果として、もたらされる状況に他ならないのである。<sup>47)</sup>」

このように、フランス政府は最高機関の決定が取引価格の事後的な公表を容認することを意味し、価格公表制度を実質的に無効にするものとして激しく批判したのである。そして、最高機関の決定が、不正な販売について規定したパリ条約64条に違反することを主張して、さらに次のように述べている。

「最高機関の解釈では、我々は矛盾や欠落が錯綜した一連の状況に追い込まれることになる。唯一の問題は、公表の義務が最早処罰を伴わないモラルでしかなく、単なる統計的な役割しか果たさないと (最高機関が) 主張していることである。

だが、条約は、価格表や販売条件を適用前に公表することを義務づけている。それゆえフランス政府は、その不履行は販売条件の不当性とは関係なく、実行された販売を損なうものであり、64条に基づく処罰の対象になるものと考える。<sup>48)</sup>」

47) AN 62 AS 129, Pierre Saffroy, Réplique du Gouvernement de la République Française dans l'instance par lui introduite en date du 9 février 1954 et tendant à l'annulation des décisions n.1-54, 2-54, et 3-54 de la Haute Autorité en date du 7 janvier 1954, le 3 mai 1954, pp.6-7.

48) Ibid., p.10-11.

45) Ibid., p.8-9.

46) Ibid., p.9.



以上のように、最高機関の3つの決定に対して条約違反との訴えを起こしたフランス政府とその決定を擁護する最高機関との主張の対立は、焦点が絞られていった。すなわち、価格表の公表が実際の取引の事前に行われ、実際の取引が価格表に拘束されるものか、それとも価格表は実際の取引の結果に応じて事後的に調整されることになってかまわないのか、という点が最も深刻な争点になったのである。前者の主張をしたフランス政府は価格表の公表による顧客差別の防止を優先した。これに対して後者を主張した最高機関は、需給関係を価格に反映させる市場原理をより重視したのである。

### 3. 裁判所の判決と価格公表制度の確立

以上のような応酬の後、裁判所は1954年末の12月21日に判決を下した。裁判所は、訴えられた最高機関の3つの決定に対して、それぞれに次のように述べている。まず、実際の取引価格と価格表価格が食い違う可能性を示唆した決定1/54号については、条約違反ではない。この決定は、前年の決定30/53号の一部を改定するもので、取引を比較可能な (comparable) ものと特異な (singulière) ものとの間に区別して、パリ条約で定められた規格品に関する前者のみが価格表を公表すべきだ、と規定した。したがって裁判所は、この決定は価格表公表の原則を損なうものではなく、条約に違反するものではないと判断したのである<sup>49)</sup>。

次に、フランス政府と最高機関の間で最大の争点となっていた決定2/54については、その第1項がパリ条約に矛盾すると次のように指摘している。「裁判所は決定2/54の第1項が、価格表改訂の事前公表なしに、実際の適用価格と公表価格との間に、多少とも差をつけることを企業

に認めるのは、条約に矛盾すると判断する。<sup>50)</sup>」その理由については、裁判所はパリ条約の条文に照らし合わせながら、次のように説明する。まず、同条約では価格表を公表することに3つの機能が期待されていた。それは、(1)生産者による顧客差別を禁止すること、(2)購買者に正確な価格情報を与えて顧客差別の監視に参加させること、(3)生産者に競争相手の正確な価格情報を与えて対応を可能にすることである。したがって、価格表公表はパリ条約47条に規定されている最高機関による単なる情報収集のために実施されるものではない。

以上の点を前提に価格表公表を規定したパリ条約60条を検討すると、その第2項では公表が義務として明記されており、「裁判所は、厳格な法規定に沿った価格表と販売条件の公表は義務であり、いかなる特別措置も認められるべきではないと解釈するにいたった」。そこで、問題になるのが、公表はいつの時点でなされるべきか、という点である。続いて裁判所はこの点について、次のように述べている。

「値付け方法に関する (パリ条約60条の) 第2段落b) を読めば、価格表が共同市場において行われるあらゆる販売に先立つものであることを十分に理解することができる。

実際のところ、60条の第2段落b) の文面は、値付けの方法が、価格表に予告された価格に比べて適用価格を引き上げる結果をもたらすべきではない、と明言している。このことはさらに、価格表は、すべての合法的取引の正確な計算を可能にし、提供価格のリストを含むものであり、適用される前に公表されるべきであることを確認している。<sup>51)</sup>」このように、裁判所は価格表の公表が実際の取引前に行われるべきであることが、条約にも明記されていることを確認している。したがって、以上の検討の後に、「これらの理由に基づき、

49) AN 62 AS 129, Communauté européenne du charbon et de l'acier, cour de justice, Arrêt, lu en séance publique à Luxembourg le 21 décembre 1954, pp.8-10.

50) Ibid., p.10.

51) Ibid., p.14.

裁判所は、決定 2/54 号の第 1 項が条約に違反し、同条項は廃止されるべきであることを認定する」<sup>52)</sup>。

最後に、鉄鋼会社から取引価格についての情報提供を定めた決定 3/54 号については、条約に違反しないと結論づけた。この決定は実際の鋼材取引に適用された価格を最高機関に報告し、取引価格が価格表価格とどれだけ食い違っていたかを確認するための措置であった。ここで確認された乖離の実態に基づいて、価格表を事後的に改定をすることを最高機関は当初想定していたのである。したがって、決定 2/54 号が廃止されて価格表の事前公表が義務づけられた場合、決定 3/54 号は必ずしも必要ではなくなる。だが、裁判所は決定 3/54 号が条約に違反することはなく、取り消す必要はないと判断した。

これらの判断を総合して、判決文はその末尾で次のような結論を下している。

「裁判所は、より詳細または対立する他の全ての結論を排除したうえで、次のように言明し、判決を下す。

決定 2/54 号の第 1 項を廃止し、関連事項は最高機関に差し戻す。

決定 1/54 号と決定 3/54 号並びに決定 2/54 号の第 2 項の廃止請求は棄却する。

原告側は訴訟費用に関する申し立ての提出を放棄したため、裁判所はそのことを証明し、双方それぞれの費用を負担することを命ずる。<sup>53)</sup>」

以上のように、1954 年 12 月 21 日に法廷で朗読された判決によって、フランス政府が廃止を求めた 3 つの決定のうち決定 2/54 号の第 1 項のみが条約違反と判断されたのである。同年 2 月 18 日のイタリア政府による同様の訴えに対しても、フランス政府の訴えと同じ 12 月 21 日に裁判所から判決が下された。当然ながら、

そこでも同様の判決が下され、最高機関の決定 2/54 の第 1 項が条約違反と判断されて、その廃止が命じられた<sup>54)</sup>。

したがって、1954 年を通じて審議されたフランス政府による最高機関の決定の取り消しを求める裁判と、同時並行的に審理されたイタリア政府の同様の訴えをめぐる裁判の結果、最高機関は政策の修正を迫られることになった。すなわち、実際の取引価格が価格表価格から 60 日間の平均で 2.5% まで乖離することを最高機関が容認することは、裁判所に認められなかったのである。

この判決によって、最高機関の決定 2/54 の第 1 項は削除され、1955 年 1 月 1 日以降に販売価格が公表価格から乖離することは認められないことになった。すなわち、価格表価格通りに実際の取引を行うことが、各鉄鋼会社に再度義務づけられたのである。これに伴い、最高機関は、実際の取引価格の報告義務について定めた決定 3/54 号を 1955 年 1 月 4 日に廃止した。すでに触れたように、決定 3/54 号については裁判所の判決では、廃止の必要なしと判断された。だが、この決定は実際の取引価格が価格表通りに行われないことを前提に、2 つの価格の乖離幅を検証するために制定されたものであった。そのため、乖離が認められなくなる以上、存在理由がなくなった同決定を廃止すべきだと最高機関は判断し、決定 1/55 号を 1 月 4 日の会議で採択して、決定 3/54 号を廃止したのである<sup>55)</sup>。

以上のように、規則の上では、取引価格を事前に価格表に発表し、それに応じて取引を行うという鉄鋼共同市場開設当時の制度に戻されたわけである。だが、当初の制度は景気停滞の影響を受けて、価格表通りの取引が実行されな

54) AN 62 AS 129, Communauté européenne du charbon et de l'acier, Arrêt, fait et jugé par la Cour, Luxembourg, le 21 décembre 1954.

55) CEAB 2, n.1181/1, Décision n.1-55 du 4 janvier 1955.

52 Ibid., p.20.

53 Ibid., p.23.

かったことで機能不全に陥っていたことは、すでに指摘したとおりである。したがって、元の制度で実際の取引価格が価格表に則って行われる状況をいかに確保するかが、最高機関の新たな課題となった。

にもかかわらず、取引価格の報告を鉄鋼会社に義務づける決定3/54号を廃止したことは、最高機関の価格監視機能を弱めることを意味し、この点からは上記の新たな課題への対応能力を低下させることになった。さらに、この1955年には、ヨーロッパ経済は前年後半に景気停滞を脱しており、戦後の経済成長を再開していた。したがって、鋼材市況も共同市場開設時の1953年から1954年の時期とは大幅に異なり、実際の取引価格には上昇圧力がかかることが考えられる。この点では、価格表が購買者の側から価格の引き上げを監視するのに役立つことは考えられた。しかしながら、共同市場が創設されて以降の経験は少なく、価格表がどのように機能するかは不確定であることに変わりなかったのである。

#### おわりに

これまで検討してきたように、1954年から1955年の時期は、フランスにおける2次プランの開始と、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による鉄鋼共同市場に関する規定の確立というフランス鉄鋼業にとって、新たな経営条件を決定づける画期となった。この1950年代半ばに、フランス鉄鋼業界はどのような経営環境におかれることになったのか。最後にこの点について、これまで検討してきた国内外両面を総合して考察しよう。

2次プランの立案にあたっては、1957年までに国内生産を25%拡大することが基本目標として掲げられ、それに基づいて鉄鋼業の近代化計画についても、生産・投資計画が策定された。だが、こうした計画を実現するための資金調達については、必ずしも十分な見通しが立ってはいなかった。そのことは、鉄鋼近代化委員会の報告書でも、詳細に分析された点であり、2次

プラン全体について審議した省間会議でも、財務大臣フォールから強い懸念が表明された。それは、モネ・プランではマーシャル援助からの見返り資金をもとに近代化設備基金が創設され、この基金から設備投資資金が潤沢に貸し付けられたが、2次プランではマーシャル援助に代わる十分な資金源が見当たらなかったためである。したがって、フランス鉄鋼業界にとっても2次プランを遂行するにあたって、モネ・プラン時のように同基金から政府系資金を導入しうる可能性は低かった。さらに、資本市場において民間金融機関からの資金調達も急激な増額を望める状況にはなかった。

このように外部資金の導入が困難であったとすると、プラン実施のためには自己資金を確保することが必要になる。だが、戦後のフランス鉄鋼業にとっては、政府の公式、非公式の圧力により、鋼材価格が低く抑えられてきた。そのため、設備投資資金を収益の中から捻出することが困難であることは、鉄鋼近代化委員会も指摘していた。換言すれば、戦後の経済成長下において供給が不足していた鋼材は、市況に応じて価格が上昇すること、すなわち、需給関係によって価格が決定されるような市場のルールが確立されることによって、鉄鋼業界の資金調達の見通しも大きく改善されることになる。

だが、鋼材価格については、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体では1954年12月の裁判所の判決により、フランス政府の訴えが認められ、1954年1月の最高機関の決定は取り消されることとなった。すなわち、公表価格通りの価格で実際に販売すべきことが、確認されたのである。これによって、日々の市況に応じて柔軟に鋼材価格を変更することは否定され、価格表の改正なしに販売価格を変更することは認められないこととなった。

フランス政府がこの点に固執し、裁判にまで訴えた理由は、共同市場における鋼材価格監視を容易にすることにあつたと考えられる。特に、フランス政府の監視の届きにくい他の共同体諸国の鋼材価格を把握し、共同市場においても国

内の鉄鋼価格統制（＝価格上昇の抑制）に役立つことである。さらに、裁判における論議でも指摘されているように、価格表を遵守することは、価格の変動（上昇）を抑制する効果も考えられた。そのため、当時鉄鋼業界側からたびたび指摘されていたフランス政府による非公式の鉄鋼価格抑制にも、好都合であったと考えられる。このように、1954年の判決は市場への最高機関や各国政府の介入・統制の可能性を高め、自由競争による価格形成を阻害する方向に寄与するものであった。いずれにしても、その後の鉄鋼価格が需給関係を敏感に反映して上昇し、2次プランの遂行に十分な自己資金を鉄鋼業界にもたらす可能性は、制度上保障されていなかったのである。

したがって、この1950年代半ばの段階では、フランス鉄鋼業は投資計画達成のための十分な資金をどこに求めるのか。この点が未解決のまま2次プランを開始することになった。モネ・プランにおいて発生した大量の政府系資金投入とそれによるインフレという問題を防止し、同

時にフランス産業の生産性上昇と国際競争力の獲得を両立させようとしたフランス政府・財務省の方針は、フランス産業界、なかでも鉄鋼業にこのような困難な状況をもたらしたのである。

こうした状況で1954年に開始され、1956年にようやく法制化された2次プランは、1957年に終了し、翌年3次プランへと引き継がれることになる。だが、フランス経済は1957年に危機的状況を迎え、1958年にはフランの切り下げなどの大胆な経済改革を余儀なくされる。そこにいたる過程で鉄鋼業の2次プランがどのように実施され、鉄鋼共同市場での競争はどのように展開されたのかは、今後の検討課題とする。

本稿は平成16年度科学研究費補助金基盤研究B「ネオリベラリズムと戦後ヨーロッパ資本主義（1945-73年）」による成果の一部である。

（横浜国立大学経済学部教授）